

島田市告示72号

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号。以下「条例」という。）別表62の項及び63の項中都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるものを次のように定める。

令和5年3月30日

島田市長 染谷 絹代

都市の低炭素化の促進に関する法律による認定手数料区分の基準

- 1 条例別表62の項及び63の項の一戸建ての住宅の種類区分の欄及び一戸建ての住宅以外の住宅の種類区分（住戸部分に限る。）の欄中都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ②及びロ②に規定する基準とする。
- 2 条例別表62の項及び63の項の一戸建ての住宅以外の住宅の種類区分（住戸部分及び共用部分以外の部分に限る。）の欄及びその他の建築物の種類区分の欄中都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。
  - (1) 基準省令第10条第1号イ②及びロ②に規定する基準
  - (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号）附則第3項による基準省令第10条第1号ロ②に規定する基準

附 則

この告示は、公示の日から施行する。